

午前10時00分 開会

○議長（永井 正君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付いたしております議事日程第2号により行います。

日程第1により、上程中の全議案に対する質疑を行います。

それでは、質疑のある方は発言要求ボタンを押し、挙手を願います。順次発言を許可いたします。

○3番（市原隆生君） 1番に指名していただきまして、大変にありがとうございます。

それでは、質問を進めさせていただきます。

初めに、教育費の補助金ということでありましたけれども、教育ということに関しまして、先日、北部中学校の女子生徒が清掃活動中に3階から転落するという事故があったとお聞きしました。私の住んでいる地域のことでもあり、大変に心を痛め、また心配をしているところでありますけれども、私も新聞の報道で見る範囲のことでありましたけれども、この場で御説明していただければ、よろしくお願ひしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○教育長（郷司義明君） ただいまの御質問に対してお答えをいたします。（「質問をされる前に言わなければうそだ」と呼ぶ者あり）はい。この件につきましては、総務文教委員会の冒頭で説明をと考えておりましたことに対しまして、おわびを申し上げたいと思います。

24日3時35分ごろ、北部中学校で大変痛ましい事故が起きたわけでございますが、この生徒につきましては、大変まじめで、いわゆる卒業式を前にして学校をきれいにして卒業しようというこの気持ちの中でクラスを挙げ、また学年挙げて清掃作業をしていたやさきのごとでございます。清掃が終わる時期に、校舎の3階のひさしの部分にまだ清掃用具が残っていたので、その用具を後始末しようという気持ちから、その生徒はひさしの部分に出まして、その用具をとろうとしていてバランスを崩して下に転落したという、大変残念な事実になったわけでございますが、その生徒におきましては、けさも病院にちょっと寄ってきて状況を把握してきたわけでございますが、意識は戻っておりませんが、手や足は動かすことができる、動いておる。そして今まで少し点滴で保っていたのを、鼻から流動食を入れてもよいかなというくらいまでに現在至っておるという情報をけさ、両親からお聞きして、私自身も大変安心、安心しているといたしますか、いや、まだこれから予断を許さない状況の中で大変今後の見通しについて、生徒自身の回復が第一でございますので、私もその件につきましては、本当に安心したとといった状況でございます。

ただ、このことにつきましては、清掃作業中の出来事といえども、学校はもちろん児童・生徒にとりまして安全で安心した生活、学習ができる場でありますので、緊急に校長会を開きまして、再度、平素から行っておるわけでございますが、安全指導につきまして、けさ早朝よりも一度見直して、全教職員はもとより地域を挙げて児童・生徒の安全指導について便宜を図っておるところでございます。

なお、当該の学校の生徒の動揺等がかなりございますので、その件につきましては、早速きょうよりスクールカウンセラーを動員いたしまして生徒のケアを図り、これからの入試等に控えていささかたりとも動揺がないように、まず生徒のこれからのケアも十分していかなければならないということで、その件につきましても、今対応をしているところでございます。

なお、早速、当該校のPTAの役員会、総会等を開いて、また地域の方々との協力を得ながら学校のこれからの安全体制に向けて取り組んでいく姿勢も今伺っておりますので、この事故を教訓に、今後二度とこういうことがないように考えていきたいというふ

うに思っておるところでございます。

- 3番（市原隆生君） はい、的確で速やかな対応を今後ともよろしく願いをいたすとともに、私も一日も早い回復をお祈りしたいというふうに思います。

それでは、教育費のことでお尋ねします。

別府市私立大学施設整備費補助金というのがありますけれども、今回どういう事業になっているのか教えてください。

- 企画部次長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

私立大学・短期大学施設整備に要する経費4,700万円ですが、これにつきましては、別府大学の食物バイオ学科と大学院の実習棟の増改築に伴いまして、別府市私立大学・短期大学施設整備費補助金交付要綱に基づいて交付するものでございます。また、この交付の要綱につきましては、若者の定住それから地域の活性化の促進、それに高等教育の振興を図る目的で、既存の大学が定員増により校舎等の整備をする場合に補助するものでございます。

- 3番（市原隆生君） 定員増ということでありましたけれども、何人ぐらいふえるのでしょうか。

- 企画部次長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

大学院が20名それから食物バイオ学科が420名、これは4年間ですので、定員ということで440名の増でございます。

- 3番（市原隆生君） 今、440名、4年間でということは、1学年100名ちょっとということの計算でよろしいでしょうか。少子化ということで子どもの数が減っている中で、その定員増をした場合に埋まるといいますか、募集、それに足りる応募が見込めるのでしょうか。その辺はいかがでしょうか。

- 企画部次長（宇都宮俊秀君） 大学のことでありますので、ちょっと私の方でそれだけ満たせるかどうかというのは、ちょっとわかりませんが、たぶんそうなるであろうと思っております。

- 3番（市原隆生君） 「たぶん」ということではなくて、せつかく補助金を出すわけですから、その辺のこともしっかり人数を集めていただいて、それから先ほども言われていましたけれども、定住する若者をふやすことも目指しているということでありましたけれども、しっかり定員がふえた分だけふえてもらえるように働きかけをしていただきたいな、いってもらいたいなというふうに思います。

また、大学の学生生活だけ別府市に定住していただくのではなくて、これから先も生活していただけるような政策を今後ともよろしく願いをいたしまして、次の項目に移らせていただきます。

大分県交通災害共済組合規約の変更についてということで、上がっております。別府市も2月1日から加入するということでありましたけれども、この大分県交通災害共済組合の今後のPR活動といいますか、別府市民にも広く入っていただくようなことは、どのようなことをされているか教えてください。

- 環境安全課長（宮津健一君） お答えをいたします。

ことしの2月1日付で大分県の交通災害共済の制度に移行したわけでございますが、その移行に伴います広報でございます。まず2月号の市報の本文の中に記事を書きました。また、この2月号の市報と一緒に全戸に説明用のチラシ、申し込みの用紙を含んだそういう資料を配布しております。また各自治会、各市の施設、公共施設等に張りますポスターをつくりまして、ポスターの掲示も行っております。また自治会の方にはすべて御案内の文書を差し上げて、また支部長会、理事会等におきまして説明を申し上げております。

それから、大変高齢者の加入が多いわけですが、市老連の理事会の方におきまして説明をいたしております。そして、あとは公用車の方にステッカーを張ったり、またケーブルテレビで放送もしております。そのほかは、この市役所の中に各課・部の方にメールで配信をしまして、職員の加入促進もお願いしております。これからは、広報車をまちの中に出しまして、またそういう放送で加入の促進の活動をしたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

- 3番（市原隆生君） せっかくの制度でありますので、広く利用していただけるように、これからも広報活動をよろしくお願いいたします。

続きまして、一般会計予算書の41ページの緑の基本計画策定に要する経費ということでもありますけれども、緑の基本計画について教えてください。

- 公園緑地課長（田中敬子君） お答えいたします。

緑の基本計画は、別府八湯、それから湯けむりといった別府市の特性を生かした緑豊かなまちづくりを推進するための指針と、それを実現するための施策を市民の方と行政が一体となって策定するものでございます。これは都市緑地法第4条に基づくもので、策定期間は、平成17年それから18年の2カ年でございます。現在まで、この策定に当たりまして三つの組織を立ち上げております。一つが緑の市民クラブといたしまして、広く市民の皆様のご意見を反映させるために、公募により13名の方が選出されております。それから庁内や県の関係機関と調整するための検討委員会、それから専門家や関係機関の代表の方によって構成されています策定委員会、この三つを立ち上げさせていただいております。また多くの市民の方それから子どもさん、そういった方の御意見を聞くために市民の方それから小学生、中学生、教職員の方にアンケート調査を行っております。

現在まで1回ないしは2回の会議を開いておりますけれども、これから先は今後の目標設定それから施策の基本的な方針、そして最終的には基本計画のまとめ、そして公表させていただきたいと思っております。

- 3番（市原隆生君） その構想、どのようなものができるのか教えてください。

- 公園緑地課長（田中敬子君） 緑の基本計画の中に盛り込みます内容といいますのは、大きく緑地の保全それから緑化の目標、そういったのを数値目標であらわしたいと思っております。それから保全や、それから緑化の推進のための具体的な施策、そういったものも盛り込みたいと思っております。それから市町村の実情に応じまして、これは必ずということではございませんが、策定委員会等で検討していただきまして、公園や緑地の配置の方針、それから例えば緑化重点地区を設けるとか、それから保全地区を指定するとか、そういったことも考えられるかと思っております。

- 3番（市原隆生君） 先日、ビーコンのタワーに上ってみましたら、タワーから海を望みますと、やはり思ったより緑が少ないのだなというふうに思いました。別府公園が本当に青々としているわけですが、ほかは点々に見える。かえって東京なんかのところの高いビルに上がったときに緑が意外と多いと感じるのとちょっと反対のように思われました。当然、別府市は山の方に上がったならもう緑一色なのですが、下の方には割と少ないなというふうに感じております。その中で住む人の意識によって緑が多いと感じたり少ないと感じたりする人があるわけですが、その辺の方の要望というものもこの中に入れられるのでしょうか。その辺のことを、お答えください。

- 公園緑地課長（田中敬子君） お答えいたします。

現在、市民の方々と構成されています緑の市民クラブの方々と地区ごとにゾーンをかなり狭めて、それぞれの区域の緑の現状とか、そういったことも今どんな問題が、課題があるかというのを抽出して、今分析して皆さんで議論しているところでございます。

○3番（市原隆生君） 緑が少ないということになりますと、下は幹線道路が走っていますし、なかなかおいしい空気というわけにもいかないのではないかなというふうに思います。観光地でありますから、上の方だけではなく、山の方だけではなくて下の方で行っていただいても、おいしい空気の吸えるような環境をよろしく願いを申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。

○7番（猿渡久子君） 男女共同参画推進条例が提案をされております。この男女共同参画推進条例について、質問をしていきたいと思っております。

まず、この条例の目的について説明をしてください。

○政策推進課長（徳部正憲君） お答えいたします。

男女共同参画推進条例の目的でございますが、男女共同参画社会の基本理念を明確にし、市民及び事業者と共同して男女の人権がともに尊重され、一人一人が個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に参画できる男女共同参画社会のまちづくりを推進するとともに、男女共同参画社会の形成に関し基本理念を定め、市・市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、住む人も訪れる人も生き生きと輝く男女共同参画のまち別府の実現を総合的に、かつ計画的に推進していくことを目的としております。

○7番（猿渡久子君） 国の基本法、男女共同参画社会基本法が99年に定められたわけですが、この国の基本法には、国や地方自治体、国民の責務というのは明記をしておりますけれども、事業者の責務というのは盛り込まれていないわけですね。そういう中で都道府県の条例には事業者の責務が明記をされているところがたくさんあるわけですが、今説明、答弁をいただいたように、この別府市の条例には事業者の責務というのが6条に盛り込まれていますね。その点については、積極的な内容で評価ができると思っております。

私は、昨年6月の一般質問のときに男女共同参画宣言を行って、今後条例をつくっていくわけけれども、その条例をつくる時に「男女平等」という言葉をぜひ盛り込んでもらいたいということを質問で述べたのですが、「男女平等」という表現を使っていないわけですが、それはどういうことでしょうか。

○政策推進課長（徳部正憲君） お答えいたします。

「平等」という言葉を使ってないということでございますが、国の男女共同参画社会基本法、大分県の男女共同参画推進条例、湯のまち別府男女共同参画都市宣言でも、「平等」ではなく「共同参画」を使用しております。「共同参画」とは、あらゆる分野へ男女が平等に共同して参画するという事で、「参画」は女性が意思決定過程の中核に加わっていくという重要な意味が含まれております。

○7番（猿渡久子君） 「参画」という言葉はもちろん大事なのですが、やはり「平等」という視点も私は大事だと思っております。

それと、先ほど6条に事業者の責務を盛り込んでいるということを申し上げましたけれども、やはりその推進のためにも市の姿勢というのが大事になってくると思います。4条の2項に、「市は、市民及び事業者の模範的姿勢を示す」というふうに明記をされています。これを実行するには、やはり市の就労の平等を進めるということが大事になってくると思うのです。そういう点で、やはり女性の管理職の登用を進めていくべきだと思いますが、まずその現状はどうなっていますでしょうか。

○政策推進課長（徳部正憲君） お答えいたします。

別府市の女性管理職は、現在1名のみとなっております。別府市職員の管理職昇任制度の応募推薦資格者は、45歳以上で課長補佐を2年以上経験している者としておりますが、この年代の女性の割合が非常に少ないこと、また応募する女性がほとんどいない

ことなどにより管理職が少ない現状となっております。

女性管理職につきましては、決して模範的姿勢を示す数値には至っておりませんが、現在の新採用の状況では、男女の採用人数はほぼ半数ずつとなっており、このことから将来的には管理職の割合は男女の差がなくなる状況になると考えております。

○7番（猿渡久子君） 女性の割合が45歳以上で少ないからというふうなことが、今答弁の中であったんですけども、私、昨年3月のこの本会議で質問をしまして、それに対して職員課長からの答弁があっていますが、その議事録を確認しましても、その時点での事務職の男女比は女性が11%なのですね。しかし――これは50代ですね――50代の事務職の男女比、職員の男女比が、見ますと、女性が11%です。しかし管理職は1名、1%。今でもこれは変わらないわけですよ。管理職だけではなくて、部下を持つ係長を含めましても、女性は8%という段階になっているわけです。やはりこの状況というのは、女性の比率が余りにも少ないと言わざるを得ません。ぜひ4月の人事

異動からでも、この女性の登用というのを積極的に進めていただきたいと思います。

これは先ほど、課長の答弁の中にもありましたけれども、女性自身の側の意識改革というのも大事になってくると思いますし、男女ともに意識改革を進めながら進めていかないといけない問題だと思っておりますが、ぜひこの4月から女性の登用を進めてもらいたいという点についてどうでしょうか。

○政策推進課長（徳部正憲君） お答えいたします。

市職員の女性管理職の登用につきましては、今後関係課に要望していきたいと考えております。

○7番（猿渡久子君） では、審議会の女性の割合の現状はどうなっていますか。今後、50%を目指すべきだと思いますが、どうでしょうか。

○政策推進課長（徳部正憲君） お答えいたします。

別府市の審議会の女性委員の割合は、平成17年4月1日現在の状況でございますが、23.1%でございます。男女共同参画推進条例の第10条第2項で、「市は、審議会の構成員を選任するときは、積極的改善措置を講じ、できる限り男女の均衡を図るよう努めなければならない」としております。また審議会等の選任を行う際は、政策推進課に合議を図ることとし、できる限り女性委員の参画を進めております。目標値については、男女共同参画社会推進の重点目標として、あらゆる分野において女性の意見が反映できる政策を推進するため、女性の参画を促進してまいりたいと考えております。

○7番（猿渡久子君） 来年度中にも、少なくとも30%は超えるということを目指して努力をしていただきたいと思います。その点を要望して、質問を終わります。

○24番（泉 武弘君） 今年度最後の補正予算が組まれています。この水道事業会計補正予算について質問をさせていただきますけれども、今年度の水道事業収益は28億です。前年度対比でこの数値がどのように動いているのか、そして水道局の労働生産性については、当該年度どのような数値が見込まれるのか、まず御答弁を願いたいと思います。

○水道局管理課長（甲斐敬造君） お答えいたします。

まず2点目から入りたいと思いますが、これによる労働生産性がどうなっているのかということでもありますけれども、17年度の今度の補正の2号でいきますと、類団の関係は平成15年度しか出ておりませんので、その比較でよろしいでしょうか。

職員1人当たりの給水量ですが、類団が32万8,517立米、それに対して17年度の最終補正ということで別府市の水道局が19万4,313。次に営業収益、1人当たりの営業収益ですが、類団が5,541万3,899、水道局では3,289万1,940円となっております。それから1人当たりの給水人口であります。類団が2,

758名に対して別府市は1,455名となっております。

それから、決算の関係での前年度の比較でありますけれども、ちょっと今資料がありませんので、早急にお持ちしたいと思っておりますので、御了承をお願いしたいと思います。

- 24番（泉 武弘君） 今、管理課長から御説明がありましたけれども、水道局のこの補正2号から見ていきますと、水道局の経営改善は遅々として進んでない。類団に対する比較、職員当たりの給水量を見ますと、類団では32万8,517立米に対して別府市では19万4,313立米。営業収益を見ますと、類団では1人当たり5,541万3,899円、別府市では3,289万1,940円。給水人口1人当たりを見ますと、類団では2,758人、別府市ではわずかに1,455人。極めて遺憾なことだというふうに、数字から見るができます。

局長、私どもが建設水道委員会にいました折に、企業手当を認めるかどうかということで大変大もめになりました。そのときに労使一体になって水道局の経営健全化案を示しました。そして、その健全化案を附帯決議として委員会が了承し、議会が賛成を決めた、こういういきさつがあるのですね。この経営健全化案の大きな目的というのは何だったの。そして、この示された経営健全化案、いわゆる附帯決議までして予算を認めた。

この実施状況はどうなっているのですか。

- 水道局長（宮崎眞行君） お答えいたします。

建設水道委員会の調査会で示された健全化計画の生まれた趣旨は、何といたしましても水道局の労働生産性の向上であります。

- 水道局管理課長（甲斐敬造君） お答えいたします。

今、局長の方から話がありましたように、労働生産性の向上というのが大きな目標であります。それについてそれぞれ民間に委託できる部分については委託を積極的に取り上げながら、労働生産性の向上を目指すということでありまして、職員数を80名前後というような目標を持っております。

- 24番（泉 武弘君） この議場にいらっしゃる議員の皆さん方は、だれ一人としてこの、たしか水道局の予算議案に反対しなかったというふうに理解しています。それは水道局が経営健全化案を議会が示した附帯決議の中で実施してくれるという期待を持ったから認めたわけなのですね。現在の進捗状況を見ますと、もう極めて残念。見事に水道局から裏切られたな、このことだけ申し上げてもいいかと思います。

隣におります25番議員が、「なぜ水道局だけ企業手当があるのか」と厳しく指摘したのを、私は議事録でも拝見しましたし、今もって記憶いたしております。議会が附帯決議を付けてまで認めた、このことは極めて重いと思うのです。なぜ実現できないのですか。その経営健全化案に向かって、水道局の企業管理・企業運営をすべきではなかったのですか。示された案の何%が実施できたのですか。説明してください。（「何が問題なのか、何が障害になっているのか」と呼ぶ者あり）

- 水道局管理課長（甲斐敬造君） お答えいたします。

市民サービスが何%というのは、ちょっと数字的に難しい部分があるのですけれども、一応附帯決議で決算を承認をしていただいたときに、基本的にあるのが平成14年だっただけだと思いますが、経営審議会の答申書が主な基礎になっております。その中でまず委託できるものについては委託をなさうということで、私たちは協議に入りました。委託部分については約9項目ほどあります。その中で検針業務の委託ということは、これはすでに実施をしております。それから料金収納業務の一部の委託ということですが、これにつきましても現状の別府市の水道局の収納業務につきましても、約85%が口座振替ということになっておりますので、これについては少しどうなのかなということもありまして、そのままになっております。それから量水機部分の取りかえにつきましても、す

で実施済みでございます。それから朝見浄水場の施設の管理業務等の一部の委託ということも上がっておりますが、これは一部分として草刈りとか砂上げとかいう部分については委託を実施しております。それから施設の巡回等のことにつきましても、すでに一部分として実施をさせていただいております。あとは漏水防止の関係とか維持補修業務の関係につきましては、これからやっぱり水道局自体がどういう方向に変わっていかなければならないのかということを考えてときに、やはりいつまでもそういう掘ったりとか、そういうことではなくて、やっぱり知識をつけながら現場監督的な業務ができるようにしていかなければならないということであるんな協議をしまして、予算上、民間委託にする部分については委託をするということで1,000万円ほど昨年度は上げさせていただきました。それから設計業務の委託につきましては、すでに建設関係で金額で30%ほどは委託をしておりますけれども、これについても委託の拡大を図っていきたいということございまして、パーセントというところとちょっとなか

なかお答えしにくい部分があります。

ただ、この健全化計画は、最初に局長が申しあげましたように、委託をして労働生産性を向上させるということでありますので、本年度私の方が考えておりましたのが、転宅精算業務と配水課の業務の委託を考えて、職員約5名分の減を見ておりました。ただ、今、議員さんからも「何で進まないのか」ということでありまして、私たちは委託をしたら人間が減るということは当然だと思いますけれども、これは市との関係もありまして、人事交流がまだ定かではありませんので、今のところ84名体制でいきたいというのが、ちょっと微妙な段階になっていることは事実であります。

○24番（泉 武弘君） 今言われたように、委託をやれば余剰人員ができる、こういう問題が現実起きてきます。この問題は私も理解できる。しかしながら、いつまでにどの部門を委託するかということが、労使協議の中で決まらないと将来の姿が見えてこない。

職員課長、議場に入ってください。

水道局長、管理課長ね、それから水道局の皆さん方に申し上げておきますが、水道局と市長部局がこんなにも取り組み実績が違うというのを、18年度に間もなく、もうすでに予算書は配付されておりますから、議案書も配付されておりますから、市長部局ではこういうふうには実は今度提案される予定なのですね。特殊勤務手当ですね。市税の税務事務廃止、税外収入徴収事務廃止、行路病人の移送、これは1件当たり幾らということで減額をしています。それから国民年金保険料の収納事務、これも廃止。そして外勤して保険業務を指導する職員を月額をこれから日額化する。こういうふうには職員課が廃止及び減額をしたのがここに一覧表にありますけれども、もう水道局とは全く比べ物になりません。

さらに、さきに私が指摘しました職員厚生会の福利厚生制度ですね。これについても大幅に廃止をしています。なぜ水道局だけできないのだろうか。なぜ水道局がそんなに難しいのですか。

皆さんが考えて、こんなことが市民に理解を得られないというのを今から申し上げてみましょうか。

未収金整理手当、月額3,000円、それから電機主任者、主任技術者この手当、月額8,000円、電機取扱者4,000円、停水手当、年末年始勤務手当。これなんかは局長ね、時間外勤務手当と重複しているのですね、そうでしょう。それから交代勤務手当。「はい、私とあなたは交代しますから、夜勤の交代しますから」。月額5,000円出るのでしょう。こんなことは、おかしいと思いませんか。これは水道企業というのは公益性がありますから、水道使用料によって転化されるのです。これがなぜ廃止できないのです

か。市長部局ができて、なぜ水道局がこういうことをできないのですか。何がネックなのですか。あなた方がやろうとしているものを抑止する、何か力があるのではないですか。これは議会が考えて当たり前に見えることが、水道局だけできない。これは年度内に労使協議で市長部局並みに廃止、減額、日額支給ができるのですか、どうなのですか。見通しを聞かせてください。

○水道局管理課長（甲斐敬造君） お答え申し上げます。

今も厳しく言われましたけれども、特別勤務手当については国からの指針もいろいろございます。市の方がすでに大幅に改善をされたということも聞いておりますので、私どもといたしましては早急に、例えば今言われたように時間外と重複したり、その他月払いであったものとか、そういうことについて早急に組合と交渉に入っていきたい。特に今、水道局では5種類のうち9項目がございます。その9項目のうち6項目程度は廃止をする方向で、組合と早急に協議に入っていきたいというように考えております。

○24番（泉 武弘君） 市長部局が先行解決大部分をした。企業局だけそれが残るということはあり得ないのですよ。局長、僕が言っているのがわかりますか。過ぐる議会の中で職員の待遇等については市長部局の職員規程に基づいてやっている、こういうのがありました。今回、特別手当が市長部局が廃止、減額になったものが、水道局だけ残るということは許せません。もしそのまま新年度予算に含んで提案するとするならば、それは議会みずからが減額修正せざるを得ない。それは市民の皆さんに申しわけない、こういう気持ちだろうと思う。それはひとえには、さきに附帯決議を皆さんが信頼してこの決算を認めたわけですから、やはりその重みというものを十分感じていただいて、今から年度末まで時間がありますから、ぜひともこの合意ができるように、局長、どうですか。その決意を示してください。

○水道局長（宮崎眞行君） ただいま泉議員から御指摘を受けた点でございますが、私の方もごもっともな御指摘だと深く責任を感じております。

私の基本的な方針としまして、水道局も市と同じように、市の職員の手当を廃止されれば、うちの方もそういう方向でいくということで、すでにそういう特殊勤務手当については組合の方にも提示しております。ただ、しておりますが、議会の方に16年2月に労使の確認事項ということで、先ほどから指摘を受けております件につきまして、議会に提示しているので、これはぜひ実行したいというようなことで、もう1年以上も前から各課長が課の中で職員と、全員の職員ということにはなりませんけれども、関係する重立った職員と十分に協議して、この議会に提示した事項についてできるような状況に私も指示し、課長もそのような行動をとってまいりましたが、ただ一つ言えるのは、壁にぶつかったのは、やはり委託ということになりますと余剰人員が出ます。自然退職を含めまして余剰人員の解消ができればよろしいのですが、どうしても今回の場合は余剰人員が出たところの受け入れ態勢が、私の見通しの甘さもありまして、はっきりできておりません。そういうところで、なかなか交渉がうまくいかないというようなことがあります。それに、やはり生産性の向上が一番ということでやっておりました関係で、特勤手当出しておりますし十分承知しておりますが、まだ具体的な話は交渉の段階には至っておりませんので、先ほどから御指摘のように年度末までぜひそういうような方向で早急に交渉に入りたい、このように思っております。

○24番（泉 武弘君） 議会みずからが伝家の宝刀を抜いて条例をいじるといふようなことにはいかにように、やはり労使というのは大変重要な協議機関ですから、やはり今の社会の状況等を十分勘案して、双方が16年度の決算の附帯決議の重さを十分考えていただいて、早急にこの合意ができるようお願いをしたいと思います。「協議をしたけれども」では、通用しません。あなた方の示したことを附帯決議で認めた議会にも責任があり



ます。それを実行できなければ、議会みずからが乗り出してでも是正しなければいけない。このことだけきつく申し上げておきたいと思います。

さて、職員課長にお入りいただきましたけれども、退職金の追加額が出ています。退職金追加額を含めて今年度の退職者数と退職金総額、1人当たりの退職金は幾らになるのか御説明をいただければありがたいと思います。

○職員課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

今回5億3,000万余りの退職手当額の追加額ということで、お願いをしております。今年度におきましては、定年退職者28名でございます。勸奨退職また普通退職を含めまして、今年度49名の退職者でございます。退職金の総額におきましては13億305万9,000円でございます。1人当たりの退職金の額でございますが、約2,703万円でございます。

○24番（泉 武弘君） 市長、市長に御答弁いただきたいと思うのですけれども、最近の公務員の試験を受ける方を見ますと、公務員の試験に合格する学校に行っている方も散見されるようです。そこに、公務というものに対して本当に熱意を持って入っているのかなということに危惧せざるを得ない状況もあるやに聞いています。ただ合格をする手段として使われているのではないか。やはりこれは公務というのは全体の奉仕者ですから、ちょっと違った使命感というのがあるのですね。

この前、志木市の例を私はお話ししましたね。ごめんなさい、志木市ではなくて長浜市。市が5,000万出資して株式会社をつくって、株式会社から市の業務に社員を派遣している。そして、その給与は公務員給与の半額ということで限定しています。行って、市民課が最初にあったのですね。どこを見ても社員ばかりなのです。私は、「市の職員ですか」と。「いや、私は社員です」、こう言うのです。それで、今までパーソナルセキュリティの問題がありましたね、個人情報等も。こういう問題はありませんかということをお聞きしましたら、それは会社で社員の採用試験のときに厳しいやっぱり審査をするそうです。そうして、固定経費の軽減に株式会社の人材をもって取り組んでいる市もあるのです。

私は常々考えているのですけれども、退職金規程によって現在退職金が支払われていますけれども、では、その方の38年から40年間の勤務実績、勤務実態に応じた支払い方がなくていいのかなというのが、一つの私の疑問なのです。もちろん今年度退職される49名の方は公務員の範となるような方々ばかりというふうにも見受けていますけれども、だけれども今後においては、やはり勤務能力、勤務実績等に応じた退職金支払い制度を考えるべきではないだろうか、これが第1点ですね、市長。

それから第2点目に、市職員採用試験に合格しますと、市職員として資格を得ます。しかしその間、これ職員の皆さん、怒らないで聞いてほしいのですが、名札をつけて玄関に立っていた職員が、あの玄関であいさつができて、廊下でどうしてあいさつできないのだろうか。市長ね、食事時「スワン」のところに立ってみてください。市民にあいさつする職員はほとんどいません。すれ違ってでもしません。この前、ある町内の皆さんと、教育委員会に陳情に行きました。教育委員会の前、5階でエレベーターを待っている人。あれからずっとおりていく中で、職員がどんどん乗り込んで来る。だれ一人あいさつしない。これが実態なのです。今、職員課長が率先する、各課であいさつ運動をやっています。しかし、ああいうことが市長ね、自分のものとして受けとめてないのですよ、まだ。あいさつをしても、あいさつをしない職員もいるのです。私、孫と同居していたのですけれども、僕は孫を殴ったこともある、あいさつをしなかったなら。僕は人間の基本だと思っているものだから。そういうふうなことからして、やはり公務員になる資格を得てから採用という期間が短か過ぎるのではないか。せめて市長ね、合格をしてから試用期間というのです

か、それまでの期間を長くして、本当にその方が試験では合格したけれども、適性があるのかどうかという期間を長くしたらどうだろうかな、常々実は思っているのですけれども、退職金の問題と採用の問題、市長はどういうふうにお考えなのか。この機会に、退職金が13億今年度支払われますので、市長の見解を説明していただけますか。

○市長（浜田 博君） 私に質問でございますから、私の見解といいますか、思いをお話をさせていただきます。

まず、先ほどちょっと事例で職員のあいさつが徹底してないではないかという御指摘でございますが、それは全員がなかなか私があいさつをしましょうと「あいさつ運動」を提起して、全員がするとは私も思っていません。それぞれの人格なりがあります。しかしながら、精いっぱい皆さん方の努力をいただいて、みんなで立って自分たちが体験をし意識改革をしようとして努力している姿を私は見ておりますし、私に関してはエレベーターに乗ったとき、市民に対しても、また他の職員もしっかりあいさつをしてくれますし、私もあいさつを一生懸命心がけているんです。私も気分が悪いときはたくさんありますから機嫌の悪い顔をするのですが、「市長、少しはにっこりしなさいよ」と言われて――冗談でね――そういう話もしながら和やかなあいさつ運動を私は展開してきている、職員の皆さんも大変対応がよくなったなという市民の反応も聞いていますし、「笑顔が出てきていますよ。ツーリズムが通じたのですかね」というおほめの言葉もいただいていますから、一方的に悪いというふうには私は思っていませんが、徐々にですが、職員の意識も変わりつつあるかなという思いでございますので、御了解をいただきたいと思えます。

それから採用試験の問題等々、確かに言われることもあると思えます。公務員学校へ行った方が上位の成績をとられるという傾向は、ここ数年私も感じております。そういう意味では私は御案内のとおり3次試験まで――別府市だけですが――実施をさせていただいています。ということは、1次試験のペーパーテストといいますか、それだけでとるわけにはいかないということで、大方3倍強ぐらいの合格者を第1次ではとっています。その中で2次で面接なり論文の中で本当に公務員としての意欲なり、そういうものがどうあるのか、人間性はどうか、このことを面接でしっかり私たちは確認をさせていただきながら3次試験まで臨んでいるということが事実でございますので、そういう意味ではペーパーテストだけで判断しているのではないということもぜひ御理解をいただきたいし、採用試験は公務員としてやはりしっかり頑張ってもらわなくてはいけない。意欲の問題、情熱の問題、そして資質の問題等々まではわからなくても精いっぱい努力をしているということだけは御理解をいただきたい。

それから退職金等々の問題は、勤務実績なり38年、40年の状態について差をつけるということは、私は非常に難しいかなという問題もありますし、公務員制度改革も含めて議論をされていますように、退職金問題が適当かどうか、その金額は何によってできたのか、こういった問題も十分この推移を見てまいりたい、このように考えております。

○24番（泉 武弘君） 公務員学校を出てきた方が悪いと僕は言っているのではないのですね。そういう方々が最近散見されますねと、こう言っている。別府市の公務員試験を受けるわけですから、その一つの手段として公務員学校を選ばれてもいいのですけれども、ただ公務員になるというだけではなく、公職につくというそこがあいまいになっ

てはいけないと思う。

それから市長、反論するようではございますけれども、市長がエレベーターとか廊下を歩いていてあいさつしない職員はいないのですね。それはもうそのとおりだと思う。しかし市長ね、

私が言っているのは対市民だ。私が言っていることが、あなたがどうも理解できないなどというのは、きょうのお昼でもどうぞ「スワン」の前で見てください。ほとんどあいさつしません。私がこういう言い方をしたら非常に不愉快な顔をした管理職がいましたけれども、「議会前、笑顔振りまく管理職」ということを言いましたね。議会前はあいさつしますね、管理職。しかし、ふだんはしない人もいますのですよ。この議場におられる方、議場にいる事務方は私より年下が大部分なのです、私はもう定年を迎えた年ですから。なかなか、私が出来が悪いのかもしれませんが、あいさつしない方も随分おられます。やはり、管理職が範を示さないと私はいけないと思う。

しかし、市長ね。13億の税金が公務員の退職時に払われる。やはりこれは大変大きい金、1人当たり2,700万ですか。やはり時代の背景とか実勢とか市民感情に合わせたこの制度の改定とか制度に対する検討というのが私はされてしかるべきだなという気がいたしますから、きょうは問題提起とさせていただきます。

終わりに当たって、監査委員さん、いつもそこにお座りいただきありがとうございます。先ほど触れましたように、私が申し上げるまでもなく、現在の特別勤務手当、これは違法性が極めて高いものもありますので、積極的に監査をしていただくようお願いをして、私の議案質疑を終わらせていただきます。

○議長（永井 正君） ほかに質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

上程中の全議案を各常任委員会に付託し、それぞれの委員会においてさらに検討することにしたと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、上程中の全議案を各常任委員会に付託することに決定いたしました。

各委員会の付託区分は、お手元に「議案付託表」を配付しておりますので、これにより審査をお願いいたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。明日28日及び3月1日の2日間は、委員会審査等のため本会議を休会とし、次の本会議は3月2日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時59分 散会